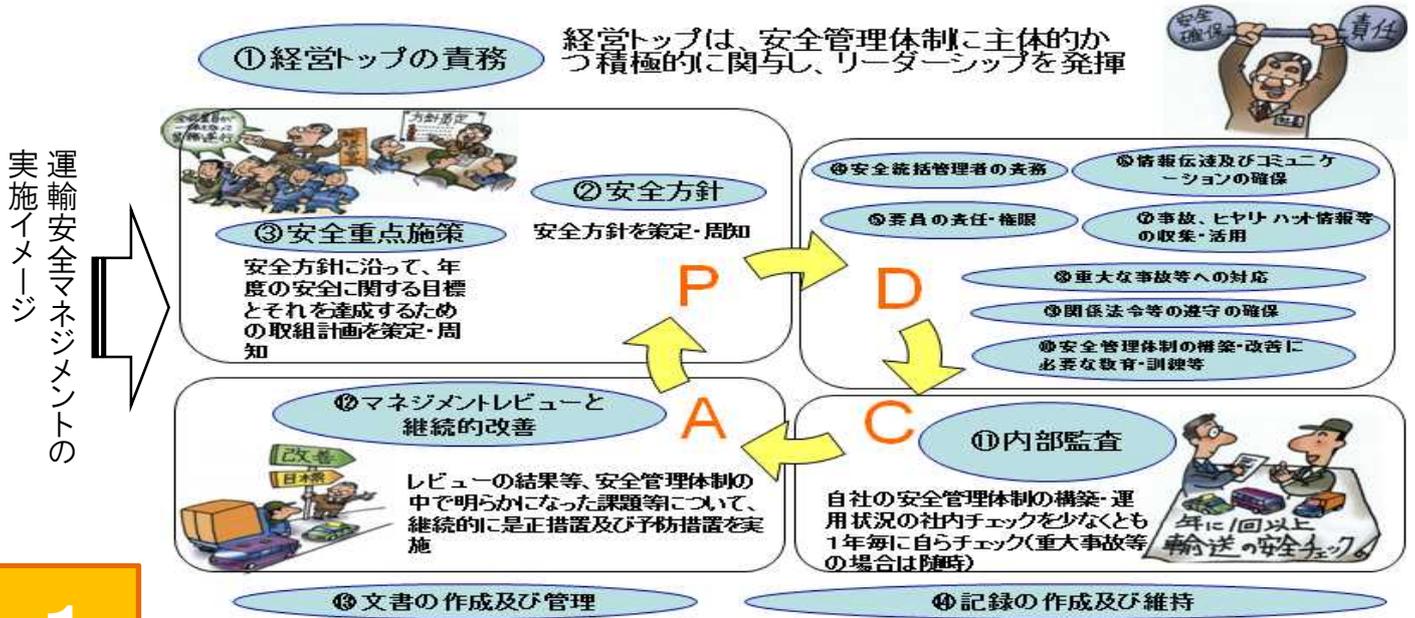


平成30年
4月1日
から

運輸安全マネジメントに係る 安全管理規程の届出等の義務 付け対象が拡大されます！



1

安全管理規程の届出等の義務付け対象者について

事業の種別	義務付け対象事業者
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車を合計200両以上所有している事業者 (現行は300両以上所有している事業者が対象)
一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 第二種貨物利用運送事業	左記事業の事業用自動車(被けん引車を除く。)をそれぞれ200両以上所有している事業者 (現行は300両以上所有している事業者が対象)
貸切バス事業	全ての事業者
乗合バス事業 (貸切委託運行の許可を得ているもの)	全ての事業者
乗合バス事業 (上記を除くもの)	乗合バス及び特定旅客の事業用自動車を合計200両以上所有している事業者
特定旅客事業	乗合バス及び特定旅客の事業用自動車を合計200両以上所有している事業者

※ 同一事業者で複数種類の事業許可を有する場合であって、上記のいずれか一つに該当するものは、安全管理規程の届出等が義務付けられます。

2

安全管理規程の届出等の実施期限について

- 安全管理規程の届出
- 安全統括管理者選任の届出

平成30年
4月1日から
6月30日まで

※ 平成30年4月1日以降に事業許可を受けて事業を經營しようとする者は、運行を開始する日までに安全管理規程の届出を行うとともに、遅滞なく安全統括管理者選任の届出を行わなければなりません。

上記の期限日を過ぎても、安全管理規程の届出等を確認できなかった場合は、法令に基づき、行政処分を受けることがありますので、十分に御注意下さい。

3

その他の注意事項について

安全統括管理者を選任する場合は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあって、かつ、運行の安全確保に関する業務、点検・整備の管理に関する業務又はこれらの業務等を管理する業務について、通算して3年以上従事した経験(合算することも可能)を有する者等の要件を満たすことが必要です。

安全管理規程や安全統括管理者選任の届出については、主たる事務所を管轄する運輸支局(輸送担当)に提出して下さい。

※ 従来からの義務付け対象である一般乗用旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者等で、既に安全管理規程や安全統括管理者選任の届出を行っている場合は、今般の制度改革に伴う新たな手続きは不要です。

本件の詳細については、国土交通省(各地方運輸局、沖縄総合事務局)のホームページにも掲載しておりますので御覧下さい。その他、運輸安全マネジメントの実施に関して御不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせ願います。

【問合せ先】

主たる事務所を管轄する各地方運輸局 自動車交通部 旅客第二課または旅客課、
貨物課、沖縄総合事務局 陸上交通課

主たる事務所を管轄する各運輸支局(輸送担当)

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/contact.html>